

2022 改正点 履行法 保証金の供託時期 <<#743>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが自ら売主として、宅地建物取引業者でない買主Bに新築住宅を販売する場合に、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をするときは、**基準日までに**住宅販売瑕疵担保保証金を供託しなければならない。

【答え】 誤り

《ポイント》 基準日 【★基礎必須】

住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、**基準日から3週間を経過する日までの間**に、しなければならない。

⇒ 要は、**届出をする日までに**供託をすればよいということ